

## 葉山港管理業務区分表

区分	業務の内容		業務区分 県 指定
利用承認等関係	行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書）		○
	利用の承認（条例第4条）	西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮桟橋、新港浮桟橋、船舶保管地、臨港道路附属駐車場、港湾管理事務所（会議室、会議室設備、シャワー室、船具ロッカー）、舟艇上下架装置	○
		上記以外（東物揚場、東中央物揚場、東船揚場、第2南物揚場）	○
		※第2南物揚場の申請書の受付は、指定管理者	
	港湾施設の専用利用承認（条例第5条）		○
	承認に基づく地位の承継（条例第9条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの	○
		上記以外	○
	承認に基づく権利の譲渡（条例第10条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの	○
		上記以外	○
	港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条）		○
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）		○
	利用料等の減免（条例第12条）	指定管理者の行う利用承認業務に係るもの	○
		申請書の受付	○
		減免の決定	○
		上記以外	○
	入出港の届出（条例第14条）		○
		受付	○
		受理	○
維持管理	けい留場所等の指示及び変更（条例第15条）		○
	港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条）		○
	監督処分（条例第17条）		○
	利用料金の減免（条例第25条）		○
	利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）（条例第27条第1項）		○
	港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項）		○
	競技会開催届、艇一時搬出届等各種届出受付		○
	ヨット等新規募集事務	募集要項作成、募集事務全般	○
		募集要項の承認	○
	利用者台帳管理（個人情報の保管管理等を含む）		○
安全管理	舟艇上下架装置操作業務		○
	清掃、巡視、保守点検等		○
	施設の修繕	1件30万円以上のもの	○
		1件30万円未満のもの	○
災時対応・荒天	施設の修築、新築		○
	ヨット等安全管理・サービス業務		○
	事故防止等安全管理業務		○
促進用	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等		○
	指定管理者に対する指示等		○
事業附帯	施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等		○
	神奈川県収入証紙の販売・管理業務		○

※ 条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。